

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき、公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に低廉な家賃で賃貸を行っている。また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等の居住の用に供する賃貸や、住宅地区改良法に基づき改良住宅の管理等を行っている。 ①市営住宅申込受付時の所得要件等の入居資格確認 ②市営住宅入居者の決定 ③市営住宅入居時の家賃及び敷金の決定 ④入居後の収入状況、連帯保証人及び緊急連絡先等の確認 ⑤収入申告を基に翌年度の住宅使用料の決定及び通知 ⑥収入超過者に対する認定及び通知 ⑦高額所得者に対する認定及び退去請求の通知 ⑧住宅使用料未納者に督促状及び催告書の発送 ⑨滞納住宅使用料の徴収及び滞納整理業務 ⑩敷金及び住宅使用料の収入及び返還等の管理業務 ⑪その他 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①市営住宅入居時の入居資格確認(所得要件・在住要件等) ②市営住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更を確認
③システムの名称	公営住宅システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル、同居者情報ファイル、保証人情報ファイル、口座管理情報ファイル、収納消込情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 27、52、93の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53、76、124の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 都市整備課 建築・住宅係
②所属長の役職名	都市整備課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 建設部 都市整備課 建築・住宅係 0968-25-7242
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者への教育研修を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月22日	事務の概要	公営住宅法に基づき、公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に低廉な家賃で賃貸を行っている。 また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等の居住の用に供する賃貸を行っている。	公営住宅法に基づき、公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に低廉な家賃で賃貸を行っている。 また、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等の居住の用に供する賃貸や、住宅地区改良法に基づき改良住宅の管理等を行っている。	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う修正
令和5年3月6日	I 4. ②法令上の根拠	(番号法)第19条第7号	(番号法)第19条第8号	事後	
令和5年3月6日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	平成31年3月26日時点	令和5年1月30日時点	事後	
令和7年3月17日	I3. 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の19、35の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)別表 27、52、93の項	事後	
令和7年3月17日	I 4. ②法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 番号法第19条第8号、別表第二の31、54の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第22、28条	(情報提供) 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53、76、124の項	事後	
令和7年3月17日	I 5. ①部署	建設部 都市整備課 住宅係	建設部 都市整備課 建築・住宅係	事後	
令和7年3月17日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住宅係 0968-25-7243	建築・住宅係 0968-25-7242	事後	
令和7年3月17日	II 1. 及び2. いつ時点の計数か	令和5年1月30日 時点	令和7年3月1日 時点	事後	
令和7年3月17日	IV8. 人手を介在させる作業 IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	様式変更に伴う新規記載	事後	